

# 令和6年度 第1回 川崎市社会教育委員会議・中原市民館専門部会

日 時 令和6年7月26日（金）

14時30分～

会 場 中原市民館 グループ室

## 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状伝達
- 3 館長あいさつ
- 4 専門部会委員紹介
- 5 中原市民館職員紹介
- 6 資料確認
- 7 専門部会についての概要説明
- 8 部会長・副部会長選出
- 9 部会長・副部会長あいさつ
- 10 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 市民館の管理運営について
    - イ 社会教育振興事業について
    - ウ 市民館の指定管理業務移行に係る手続き等の進捗状況について
    - エ その他
  - (2) 協議事項
    - ア 令和6・7年度の調査審議テーマについて
    - イ その他
- 11 その他
  - (1) 次回（第2回）専門部会の日程について
  - (2) その他
- 12 閉会

### 配布資料

- |        |   |                                    |
|--------|---|------------------------------------|
| 資料     | 1 | 中原市民館専門部会とは                        |
| 資料     | 2 | 令和6年度 中原市民館の管理運営について               |
| 資料     | 3 | 令和6年度 中原市民館社会教育振興事業について            |
| 資料     | 4 | 中原市民館指定管理者制度の導入について                |
| 資料     | 5 | 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会委員名簿           |
| 資料番号なし |   | 令和5年度第4回中原市民館専門部会摘録                |
| 資料番号なし |   | 令和6年度第2回中原市民館専門部会の開催候補日について（日程調整表） |

## 中原市民館専門部会とは

### ○位置づけ

「川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会」は、平成27年度まで市民館長の諮問機関であった「中原市民館運営審議会」が、川崎市の附属機関の見直しに伴って改編され、川崎市の社会教育全般について審議する「川崎市社会教育委員会議」の組織の一部として社会教育施設の円滑な運営を図ることを目的に平成28年度から設置されたものです。

### ○所管事務と委員の任期

専門部会の所管事務は、館における各種の事業の企画実施について調査審議することとされています。委員の任期は2年で、再任を妨げないとされています。

### 《関連条項》

#### 川崎市社会教育委員会議規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### ○川崎市社会教育委員条例

**第3条** この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

（専門部会）

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。
- 3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。
- 4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。
- 5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

○前回の審議過程とテーマ

専門部会の位置付けや役割、中原市民館の施設及び社会教育振興事業の実施状況などについての全般的な理解を深めていくことから始めると共に、各委員が選出されている団体の活動状況や市民館を利用して感じていること、地域や社会教育、生涯学習に関する課題に思っていることなどについて意見交換を行い、最終的には審議テーマを「ふらっと立ち寄れる市民館」に決定し、計8回の審議を経て、報告書を完成させました。

≪開催日程等（昨年度）≫

○通常は年に4回、中原市民館の会議室で開催。1回の会議は、2時間程度です。

○昨年度の開催日程は次のとおりです。

第1回	6月23日（金）	10時00分～	第2会議室
第2回	8月1日（火）	14時00分～	第2会議室
第3回	12月15日（金）	10時00分～	第6会議室
第4回	2月17日（土）	13時00分～	音楽室

※ 年度の各第4回目は次年度市民自主事業の提案会・審査会となります。

≪委員報酬（昨年度）≫

総務事務センターから委員報酬として、1回あたり約9,000円程度（所得税の源泉徴収あり）を翌月に振込によりお支払いしています。（年によって、条例改正や法改正等により報酬額、源泉徴収税額は変わります。）

**（参考：過去の中原市民館専門部会の検討テーマ）**

- 令和4・5年度 「ふらっと立ち寄れる市民館」
- 令和2・3年度 「地域を子どもと一緒に学ぶ中原市民館」
- 平成30・31年度 「中原市民館における多文化交流に向けた事業の実施について」
- 平成28・29年度 「中原市民館におけるシニアの社会参加事業等について」
- 平成26・27年度 「市民館を拠点とした生涯学習の推進」
- 「敷居の低い市民館をめざして」 計2テーマ

# 令和 6 年度 中原市民館の管理運営について（7 月現在）

中原市民館の管理運営水準を適切に維持、向上する取組を実施しています。

## 中原市民館の管理運営に係る課題

### 1 貸館利用に関して

#### (1) 施設貸出備品の充実に努めること

6 月末に実習室準備室に配置された電気式陶芸窯を 20 年ぶりに 1 ランク大きいものに更新しました。また、広報用として 55 インチのデジタルサイネージ 1 台を購入し、イベント時に使用できる体制としています。また、利用者の要望により、実習室にモデルの着替え等に使用できるパーティションと椅子を配置しました。

#### (2) インターネット回線の利用拡充に関すること。

貸館利用者が使用できるインターネット回線の整備は令和 5 年度末までにすべて完了し、すべての室内、共用部において有線、無線によるインターネット接続が利用できるようになっています。また、貸館利用者の利便性を高めるため、今年度から貸出用の無線ルーターを 3 台増やし、6 つの部屋で同時に無線 LAN によるインターネット接続ができるようにしています。（有線 LAN 接続の場合は、接続数に制限なし）

#### (3) 快適な利用環境の創出に努めること

空調の適切な温度管理を実施しています。その他、照明については昨年度舞台も特殊照明を除くすべての照明の LED 照明への更新工事が完了しています。今年度は体育室のロールスクリーンのカーテンへの更新、1 階風除室の排煙窓の機構改修、実習室の水栓の更新、視聴覚室の床タイルカーペットの更新、電話機、電話交換機の更新を実施する予定です。

### 2 施設の管理運営に関して

#### (1) 開館後 14 年の経過に伴う設備の老朽化対策

令和 3 年度からこれまで、あらゆる設備に係る予防保全的な保守や補修に 3 か年で取り組んできた結果、施設の長寿命化を図るための工事等を除き、すでに顕在化している老朽化への対策についてはすべて完了しています。

#### (2) 都市災害（水害）対策

台風や豪雨等に伴う浸水対応のため、止水板をグループ室に配置し、いつでもメイン出入口用に設置できるような配置と体制を整えています。また、2 年前には追加で立体

駐車場用の止水板を購入しており、水害対策のさらなる強化を図っています。併せて毎年1回以上、止水板の設置訓練も実施しています。

### **(3) 利用率向上対策**

新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、新型コロナウイルス感染症が発生する前の平成30年度以前と同等の利用率に戻っています。令和4年度以降の統計ではホールの利用率は80%台にもどり、体育室は95%以上、視聴覚室、音楽室は85%以上の利用率となっています。今後は指定管理に移行しますが、供用備品等の充実や中原市民館を活動拠点として利用するグループへの活性化支援を図りながら、利用率向上に努めます。

### **(4) 指定管理者への業務引継ぎ**

令和7年4月1日からの指定管理業務への移行を見据え、これまで培ってきた中原市民館の良いところを継承した上で、さらに新たな魅力を上乘せし、発展させていけるよう、予定では10月から3月の6か月間の長期にわたり指定管理事業者への引継ぎを実施します。

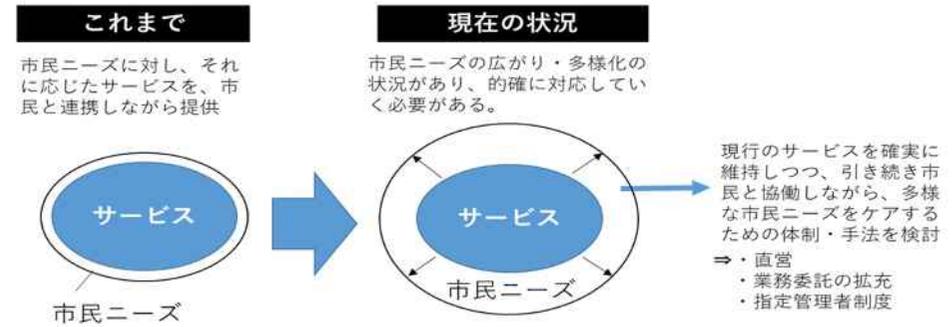




# 中原市民館 指定管理者制度の導入について

## 1 経緯

### 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。



令和5年10月 川崎市市民館条例／図書館設置条例の一部改正  
令和7年4月 中原市民館、高津市民館・橘分館（プラザ橘）  
**指定管理者制度導入予定**

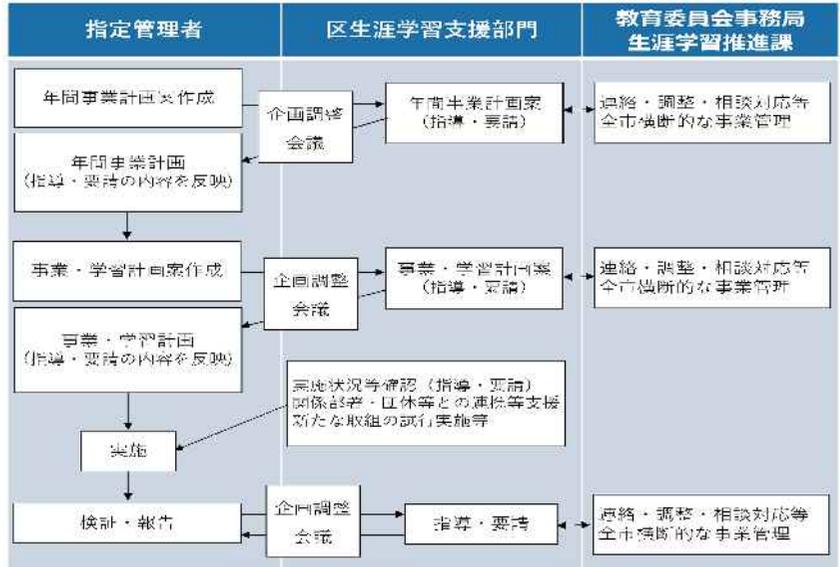
## 2 指定管理業務移行に係る手続(令和6年度)

- 4月 5日 募集の告示・仕様書の配布
- 4月 15日 現地見学会・説明会
- 5月 17日 募集要項等に関する質問への回答
- 6月 7日 応募書類の提出締切
- 7月 2日 選定評価委員会による審査
- 7月下旬予定 選定結果の通知
- 9月議会 指定管理者の指定
- 10月以降 協定の締結 ⇒ 約半年かけて引継ぎを実施

## 3 市民館の運営に関する基本的な考え方

- 市民館は、「社会教育法」に基づく「公民館」と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の2つの機能を持つ都市型施設として、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、**市民の自発的・主体的な学習活動を支援**します。
- 市民の身近な学びの場として、**市民が集い、つながる、地域に根差した施設**を目指すとともに、タイムリーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、**市民の学習意欲を高める事業転換**を図ります。
- 「今後の市民館・図書館のあり方」で「目指す方向性」として示した「行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域の手カフを生む」市民館となるよう、市民が集う利用しやすい環境づくりや、多様な市民ニーズに対応した学びの支援、**多様な主体の参加と協働・連携による地域づくりに関する取組**を進めます。
- 社会教育振興を図るための学級・講座の開催等を通じて、**社会生活や地域の課題についての学びの場**を積極的に創出しながら、地域における社会教育を振興する取組を推進します。
- 施設の効用を最大限に発揮させ、**効果的・効率的な管理運営**により市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減に努めます。

## 4 現時点で想定されている社会教育振興事業の進め方フロー



## 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会委員名簿

(任期 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで)

令和6年7月1日現在

選出区分	氏名	所属	備考
1	いがらし れいこ 五十嵐 礼子	川崎市立平間小学校校長	
2	あんどう ひとし 安藤 均	中原区文化協会副会長	
2	やまもと じゅんこ 山本 順子	中原市民館サークル連絡会会長	
2	かわさき まきこ 川崎 眞喜子	中原区地域教育会議議長	
2	やまだ みなこ 山田 美奈子	中原区子ども会連合会文化部 副部長・会計監査	
3	ひよし のぞみ 日吉 のぞみ	市民委員	
4	きむら りえ 木村 利恵	明治大学兼任講師	
5	あかの としこ 赤野 寿子	中原区PTA協議会書記	

## 〈選出区分〉

- 1号 中原区内に設置された学校の長
- 2号 中原区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- 3号 中原区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- 4号 学識経験者
- 5号 中原区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者